

広島県告示第五百七十九号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十七年九月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
社会医療法人里仁会 興生総合病院	三原市円一町二丁目五番 一号	平成三〇年九月二七日	更新
医療法人社団 斎整形外科	広島市西区己斐本町一丁 目五番五号	平成三〇年九月二七日	更新
岡田整形外科医院	広島市南区宇品御幸四丁 目九番二二号	平成三〇年九月二七日	更新